最終更新日：2015年12月15日
コムチュア株式会社
代表取締役会長 向　浩一
問合せ先：経営管理本部　03-5745-9700
証券コード：3844
http://www.comture.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場企業として長期的な視野に立った企業価値の最大化を図るための体制構築をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、「経営の効率化」の推進と「コンプライアンスの強化」を図るべく経営管理組織の充実を図っております。
現在、経営体制については、経営環境に係る評価を共有し迅速な経営判断を行うため、業務執行を実際に行う社内取締役が中心となり経営に当たっております。取締役会は取締役5名で構成され、うち1名は社外取締役であり業務執行機関に対する監督機能を強化しております。監査役は3名から成り、監査役会を構成し、監査役2名を社外監査役とすることで公正性・透明性を確保しております。また、会計監査人制度を採用することで監査機能の一層の充実を図っております。
当社は、独立系のIT企業として、顧客、株主、ビジネスパートナ及び従業員等のステークホルダーからの信頼性を確保することが経営の最重要課題の一つであると認識しており、情報管理を徹底するとともに、必要な情報開示を遅滞なく適切に行い、ステークホルダーに対する説明責任を果たしてまいりたいと考えております。また、コンプライアンスの強化を図るため、内部監査制度の強化、プライバシーマークでのルール厳守、ISO9001を梃子にしたサービス品質の向上等積極的に対処しており、今後とも社内体制の充実に真摯な姿勢で臨んでいく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

《補充原則1－2－2　株主総会招集通知の早期発送と電子的公開》
当社では、株主が総会議案について十分に検討時間が確保できるよう、法令に則り、株主総会2週間前までの発送を行っております。
招集通知発送前の電子的公開については、すべての株主より先に情報を一般公開することについての意義等を鑑みながら検討を重ねていきたいと考えております。

《補充原則1－2－4議決権の電子行使の環境作り》
当社は国内外の機関投資家の比率、株主の利便性を考慮しながら、招集通知の英訳、議決権電子行使プラットフォームの利用について今後検討してまいります。

《補充原則4－8－1、2　独立社外取締役の体制と経営陣・監査役との連携》
当社は、現在、独立社外取締役1名体制のため、会合の開催は実施しておらず、また筆頭独立社外取締役を選定しておりませんが、十分に経営陣及び監査役と連携できていると考えております。ただし、体制の整備については、今後必要に応じて検討して参ります。

《補充原則4－10－1　指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言》
当社は、取締役・監査役候補者の指名・報酬の決定及び執行役員の選任は、社外取締役を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案の上、行っております。
よって、任意の諮問委員会等の設置は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

《補充原則5－1－3　株主構造の把握》
当社は、毎年3月末及び9月末時点の株主名簿において、株主構造を把握しております。実質的に株式を保有する株主（信託銀行の背後の株主）の調査は特に実施しておりませんが、当該株主からの対話等の要請があった場合は、可能な限り対応を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

《原則1－4　いわゆる政策保有株式》
当社は、事業提携や取引関係の開拓、維持、安定化等の目的により、他社の株式を保有することがあります。また、議決権行使については、株式保有の目的に合致しているかを中心に総合的に検討を行ったうえで、賛否を判断しております。

《原則1－7　関連当事者間の取引》
当社は、取締役との間で会社法に定める利益相反取引を行うにあたっては、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において十分な審議を行い、承認を得ることを取締役会規程にて定めております。また関連当事者間での取引については、他の取引先と同等の取引条件にて実施することとしております。
これらの取引内容については、定期的に監査役の監査を実施しております。

《原則3－1　情報開示の充実》
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の企業理念については、以下をご覧ください。
http://www.comture.com/company/ourpolicy.html

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、以下をご覧ください。
http://www.comture.com/company/corporategovernance.html"

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本書「2．1．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に記載しております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

〔方針〕
当社の取締役会は、役員候補の指名にあたり、経営をリードするために必要なスキル・経験を兼ね備え、当社の事業発展に貢献できる人材であることを基本とし、当社役員規程に定める候補者選出基準に準拠して選出しております。
また、社外取締役の場合は、会社法、東京証券取引所の定める独立性基準に合致するか否かを検討のうえで選出しております。
〔手続〕
取締役候補の指名については、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。
監査役候補の指名については、監査役会で協議し同意を得たうえで、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

(5)取締役会の取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社では、社外役員の選任・指名理由等につきましては、招集通知の株主総会参考書類に開示しております。
社内役員個々の選任・指名理由等は開示しておりませんが、当該事項については、今後検討してまいります。

《補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲》
当社の取締役会は、経営の基本方針、重要な人事など、法令、定款及び「取締役会規程」で定められた重要事項の決定を行います。
また、取締役会の下部機関として、役員、本部長等により構成される経営会議を設置しております。同会議は原則として月3回開催しており、経営全般の協議及び方向付けを行っております。

《原則4－8　独立社外取締役の有効な活用》
当社の独立社外取締役は、豊富なビジネス経験と経営経験を通じて培った幅広い見識をいかし、経営についての助言を行っているため企業価値の確保・向上に寄与するための役割・責務を十分に果たしていると考えております。
また、事業規模等総合的に勘案し、現状は独立社外取締役1名体制が適切と考えておりますが、今後検討して参ります。

《原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質》
当社は、独自の独立性基準を策定しておりませんが、現状は東京証券取引所の独立性基準に基づき、独立した社外取締役を選任しております。
独自の独立性基準の策定に関しましては、今後必要に応じて検討して参ります。

《補充原則4－11－1　取締役会全体に関する考え方》
当社は、役員規程に定める取締役の選任に関する方針に従い、役員を選任しております。また、取締役会の員数を12名以内とし(現在5名)、経験、知識、専門性等において多様性を考慮した構成としております。

《補充原則4－11－2　役員の他の上場会社の役員兼任状況》
当社の取締役及び監査役の他の上場会社の役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

《補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性の分析・評価》
当社では取締役会の実効性を高めるため
・原則1回/月開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議しております。
・資料をあらかじめ配布あるいは説明のうえ、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討を行っております。
・事務・営業・技術・システム開発等の様々な経験を持つ取締役及び企業経営に関する豊富な経験・知識を持つ社外取締役により経営課題を多角的な視点から検討しております。
・より戦略的な議論を行うべく、適宜、取締役会で決議すべき事項を見直しております。
・決議した案件の経過・結果の報告を行い、取締役の職務執行状況を監督しております。
なお、実行性に関する分析・評価の適切な方法、及び結果の開示については、今後検討してまいります。

《補充原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニングの方針》
当社は、取締役・監査役の就任時において必要に応じた会社情報等の提供を行い、また就任後においてもそれぞれ期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、継続して情報提供等を行うとともに、必要な知識の習得などの研鑽に努めることができる会合出席等の機会を提供するよう努めております。

《原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針》
当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対し、経営状況や運営方針を正確・迅速に説明することとしております。株主・投資家等との面談や決算説明会、会社説明会、株主総会等を実施しております。資本市場との対話については、専任部署として経営企画部が担当し、投資家向け説明会や個別面談など代表取締役会長をはじめとする経営幹部との対話の場を定期的に設定しております。また、これらにより得られたご意見やご要望は、独立社外役員を含む全役員へ報告することにより、資本市場との建設的な対話に努めております。また、経理本部・人事総務本部と連携して建設的な対話を補助し、開示内容について事前に検討・共有しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社コム	1,090,000	20.37
コムチュア社員持株会	283,300	5.29
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	213,000	3.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	150,000	2.80
向　浩一	128,000	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	126,100	2.35
大野　健	93,000	1.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	89,100	1.66
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	80,000	1.49
株式会社SBI証券	62,300	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記のほか当社所有の自己株式500,081株(9.34%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木　仁	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木　仁	○	当社の取引先である第一生命保険株式会社の出身者であります。また、当社の取引先である第一生命情報システム株式会社の代表取締役を平成23年6月まで務めておりました。 当社の第一生命保険株式会社との取引は、一般消費者としての通常取引であります。また、当社は第一生命情報システム株式会社に対して、システム構築に係る売上の取引関係がありますが、その金額は当社連結売上高の約1.6%(平成27年3月期実績)であります。	当該取締役は、当社の取引先である第一生命保険株式会社の出身者であり、また、平成23年6月まで当社の取引先である第一生命情報システム株式会社の代表取締役に就任しておりましたが、現在においては同社に関与する立場になく影響を受ける立場にもございません。また、当該取締役は当社及び関連会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、当社の主要株主ではなく、そうであったこともございません。 以上をふまえ、当社といたしましては、取締役から独立役員を選出することで業務執行の健全性をより強力に担保できるとの考えのもと、同氏に独立役員に就任いただくことで、その豊富なビジネス経験と経営経験を通じて培った同氏の幅広い見識を活かし、客観的な視点から

			当社の経営全般に関する助言をいただくことにより当社のコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、独立役員に指定させていただいております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査を行う監査法人は、それぞれの監査計画を相互に提出し、情報を共有すると共に効率的かつ効率的な監査実施に努めております。監査法人による往査・監査には監査役が適時立ち会うことにより連携しております。監査実施後も、都度、監査調書の相互確認を行うほか、期中及び期末時には監査法人の監査概要報告会に監査役が出席し、意見を交換しております。
監査役及び内部監査を行う監査室は、予め打ち合わせの上、監査計画を作成しております。また、それぞれの監査調書を相互に確認するほか、必要に応じて連携して往査を行うなど、情報の共有化、問題意識のすり合わせを行いつつ、効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和中　新一	他の会社の出身者													
中元　秀明	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			他の法人等における長年にわたる経理部門での経験に加え、役員を歴任した経験を有することから、その豊富なビジネス経験を通じて培った同氏の幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に関する助言を得ることで当社の経営体制が強化できるものと判断し、社外監査役に就任いただいております。

和中　新一	○	―――	なお、当該社外監査役は当社及び関連会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要取引先もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、当社の主要株主ではなく、そうであったこともないため独立役員に指定させていただいております。
中元　秀明		当社の取引先である株式会社野村総合研究所の出身者であります。 当社は株式会社野村総合研究所に対して、システム構築に係る売上の取引関係があり、その金額は当社連結売上高の約2.5%（平成27年3月期実績）であります。	当該監査役は、当社の取引先である株式会社野村総合研究所の出身者でありますが、現在においては同社に関与する立場になく、影響を受ける立場にもございません。また、同氏は同社における事業管理経験を有しており、 また、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスに関する知見も深く、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に就任いただいております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役にストックオプションとして付与する新株予約権は、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、株主総会において承認可決された範囲内で付与するものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また、当社の監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第31期（平成27年3月期）における社外取締役を除く取締役の報酬等の総額は121,300千円であり、その種類別の内訳は、基本報酬94,200千円、賞与27,100千円であります。なお、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、提出会社の役員ごとの報酬等の総額等は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、年次にて功績等を確認しながら決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションや専任担当者は設置しておりませんが、各会議体の議事録等の資料については、適宜社外取締役及び社外監査役へ回付することにより情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会
取締役会は、取締役5名で構成し、監査役3名が参加して、月1回開催される定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、情報共有・意思統一を図りながらも相互牽制が可能な体制をとっております。

(2)監査役会
監査役会は、当社をとりまく業界動向に深い見識を有する監査役3名により構成されております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、客観性の高い監査を実施し監査役機能を強化しております。

(3)経営会議
取締役会での業務報告のほか、取締役、本部長、部長等により構成される経営会議を適時実施しております。同会議は原則として月3回開催し、新規事業、営業戦略、組織運営、採算戦略、人事戦略、業績管理、教育戦略等の状況、重要プロジェクト、クレーム報告等に関する状況を確認し検討を重ねております。経営会議は女性2名、男性43名の計45名から構成されております。

(4)会計監査
当社は、太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任しております。当社の代表者と監査法人の代表社員の間で定期的に協議を実施し、金融商品取引法及び会社法の規定に基づき、財務諸表の適正性を確保しております。会計監査業務の状況は以下のとおりであります。

a. 会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
   業務執行社員　石原　鉄也(太陽有限責任監査法人)
   業務執行社員　土居　一彦(太陽有限責任監査法人)
b. 会計監査業務に係る補助者の構成
   公認会計士3名、その他9名
   (注)その他は、公認会計士試験合格者であります。
c. 監査報酬
   第31期(平成27年3月期)における監査証明業務に基く報酬額は21,000千円であります。

(5)顧問弁護士
法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じてアドバイスを仰いでおります。

(6)取締役の指名
当社は、取締役の任期を1年とし、毎年、経営環境に適切な人材の指名を行う方針であります。

(7)取締役及び監査役の報酬
取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の上限額を株主総会の決議により決定しております。各取締役の報酬額は取締役会にて、各監査役の報酬額は監査役協議会にて各々決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のガバナンス体制を構成する各組織は、適正性を確保しながら機動的な意思決定を可能ならしめるため、職務及び業界に精通する少数の人員から成っております。これらの組織が定期的または臨時的に相互に協議、監督を行い、また、専門家の見地からの意見を適時得ることでコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っており、経営の監視機能は十分に機能していることから現状の体制を採用しております。
なお、当社は監査役設置会社であり監査役の機能は有効に活用されておりますが、経営に対する監査機能の一層の強化を図るため、社外監査役を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期定時株主総会は、集中日を回避し平成27年6月17日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適時、個人投資家向け説明会を行う予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、決算発表時に会社説明会を行う予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	説明会で使用した資料及びその補足資料を当社ホームページに掲載します。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部をIRに関する担当部署とし、会社の経営状況を熟知した人員を配属しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	プライバシーマークに準拠した「個人情報保護規程」、「インサイダー取引防止規程」等各種規程を定め、社内への周知、ならびにルールの遵守徹底を図っております。また、情報セキュリティポリシーをホームページに掲示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	有価証券報告書、決算短信、事業報告、プレスリリース、その他、ステークホルダーにとって有用であると考えられる情報を当社ホームページで開示してまいります。
その他	当社では女性の活躍促進のため、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備をすすめております。出産休暇及び育児休暇取得実績はまだ少ないものの、その数は増加傾向にあり、出産及び育児経験者からの提案や気付きを制度に取り入れながら、働く女性をバックアップする体制を構築しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「お客様には“感動”を、社員には“夢”を」の基本理念の下、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上に努めると共に社会から信頼される会社となることを目指します。これらを実現するため、的確かつ迅速な意思決定及び機動的な執行を行うことを経営の最重要課題の一つと位置づけ、取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備・運用し、継続的な見直しによる当該体制の改善・充実を図るとともに、取締役及び従業員に対して、コンプライアンスに係る教育、啓蒙、指導に注力する方針であります。

⑴法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として、以下の「会社方針」を定め、取締役及び従業員はこれに従って、職務の執行にあたっております。

1. 社会と共に繁栄する会社になること
2. ユーザーから真に信頼されるサービスを提供する会社になること
3. 使命感と活気ある人材に満ちあふれた会社になること
4. 常に新しい技術を取り入れ蓄積し、社会のニーズに対応できる会社になること
5. 健全成長を基調とする超一流の企業を目指す気品ある社風を築く会社になること

また、取締役及び従業員は各事業年度初において、会社方針達成のための自らの役割を認識し当該年度における達成目標を明確にするため「私の標語」を作成しその実現に努めております。

⑵意思決定及び業務執行に係る諸規程を定め、職務権限と責任の所在及び指揮命令系統を明確化し、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営に努めております。

⑶監査役会を設置し、取締役の職務執行について、法令、監査役監査規程ならびに監査役会規程に基づき監査を実施しております。監査役は、監査役会で定める「監査方針」及び「役割分担」に従い、連携しつつも独立して各々監査にあたることにしております。

⑷内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を代表取締役社長直轄で設置し、代表取締役社長の指示に基き、定期的に各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証を行っております。また、その結果は、代表取締役社長及び監査役会、取締役会に報告され、内部統制システムの継続的な見直しに活用することにしております。参考資料「模式図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求等に対しては毅然とした態度で臨むとともに、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応してまいります。なお、万一に備え、警察、顧問弁護士等の関係を強化するとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、研修会への定期的な参加による情報の収集、社内への周知徹底に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【参考資料：模式図】

